の問題にて、

賃銀減、職を失ひ、又は著しく工場閉鎖を為し、解雇を為し、労働者の救済、特に特別定者の要求の何れにも答へざるが為めに、解雇せざるを得ざる問題がある。私等かこのやうな悲痛極まる正当なる要求に対し、権力を以て、暴能しようとしたのは、正に政府者が、労働者に強圧を強要するものと云はねばならぬ。強圧なる暴能に依て、労働者の主張は、抹殺されたが、又、又、労働者の生活は益々深刻化し、貧富に対する憤怒、怨嗟の声、極度に上つつある。かくの如く状態から、起る問題は、その全責任は正に政府者及び資本家にあるのである。

更に、政府は、全市工場代表者を招集し、その不当解散に対し、遺憾の意を表した。

昭和二年、一月廿八日　労働農民党委員長　和田巌

第二章　抗議書　（多文化）（内相宛）

少数の大財閥を救済するために、七億に餘る莫大な民衆の血税を使ふ事に投ずるとは何等の理由なき悲惨に陥る労働者の救済に対しては何等の方法も講じないで、かくて賃銀減、解雇、工場閉鎖の法則におのれ第百万の労働者及びその家族の生活を今や極度の貧窮に不[illegible]に陥れてゐる。

かくの如き窮状に押し込まれた労働者は遂に自らの力に依てその生活不安を防止すべく工場代表者を通じ政府の運動を起した。労働者の切実なる和の声に応じた工場代表者を通じ民政党運動に対する当局の政策は何人にあつたか。

更に当局は我慢ならざる動政策、対外政策の権化たる[illegible]徹底的圧迫されたのである。

全国的に[illegible]なるが、革命に於ける工場代表者を含む[illegible]運動も当局の

財團法人 [illegible]